

やまのべ

第24号



稻刈りの様子（相模小）



さつまいもの収穫（町保育所）

- 2 年頭のごあいさつ／山形県農業委員会大会
- 3 町長へ要望
玉虫地区の多面的機能支払交付金について
- 4 農業委員・推進委員視察研修
作況雑感2019農地パトロール
- 5 推進委員活動（現在の実情）
耕作放棄予防及び解消対策推進事業
- 6 新規就農者の紹介
農地中間管理機構
- 7 やまのべ・まるごと・フェスティバル
ストップ！遊休農地
- 8 鳥獣被害対策／編集後記

年頭のごあいさつ

山辺町農業委員会会長

会田 保兵衛



手不足など、大変厳しい情勢下にあります。しかしながら、農地は、安心で安全な農産物の供給源であると共に、緑豊かな都市景観や多様な生き物が生息する環境を保全し、また保水機能を有するなど多面的な役割を果たしております。

こうした中、農業委員会の役割として、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消の取り組みなど「農地利用の最適化の推進」があります。

新年あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

また、平素から当農業委員会の活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の農業におきましては、異常気象と台風等の影響により、特に果樹の生産に少なからず影響がありました。

さて、昨今の我が国の農業を取り巻く環境は、農業後継者・担い

令和元年度山形県農業委員会大會が、昨年11月8日各市町村の農業委員、農地利用最適化推進委員の参加のもと、村山市民会館で開催されました。開会行事では、農業委員会憲章唱和、主催者挨拶の後、表彰、来賓祝辞と続き大会に入り、全国農業会議所情報事務本部長黒谷氏による「農業委員会組織をめぐる情勢と課題について」の報告の後、議事に入りました。

今年度の大会議案は、(1)食料・農業・農村政策の強化に向けた政策提案決議、(2)「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を推進するための申し合わせ決議、(3)農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議、(4)農地利用の最適化を推進するための意見提出に関する決議、以上の4議案が提出され、いずれも満場一致で可決されました。閉会行事として、ガンバロウ三唱、

よる挨拶があり閉会しました。

最後に、山辺町をはじめ山形県全体に、農業・農村は、

そうした農地を守る立場から、毎年農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しております。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表者としての自覚と責任を持ち、皆様の農業経営の向上が図られるよう取り組んでいく所存でございます。

最後になりますが、農業者をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、年頭の挨拶といたします。

次期開催地である最上地区代表に

（広報編集委員 渡辺 秀彦）

より、農業委員会組織に期待されている役割の取り組み強化と成果が求められており、従来以上に地域農業の牽引役として自覚を強く持ちながら活動していくなければならぬと感じてきました。



山形県農業委員会大会

町長へ要望



昨年10月25日に町長に対し、要望書を提出しました。

要望及び町からの回答の概要是次の通りです。

一、農地利用の最適化を推進するための事項

(1)「人・農地プラン」の取組強化
(2)栽培作目単位での検討会を実施すること。

・開催に向けて検討します。

(2)費用負担を求めない圃場整備事業の検討を実施すること。

(3)集落営農組織の法人化に対する指導と支援策を実施すること。

・関係機関と連携し情報発信に努めます。

・今後課題とします。

・費用負担を求めない圃場整備事業の検討を実施すること。

二、農業経営の充実に資するための事項

・経営支援は継続し、独自財政支援については検討します。

(1)継続的な農業経営について
①認定農業者等への補助制度の予算を継続的に確保すること。

・今後も支援に努めます。

②若手農業者組織に対する支援策の充実と強化を実施すること。

・今後も支援に努めます。

③農産物の独自ブランドの開発と

(4)町産業課及び農業委員会職員の拡充を図ること。

・今後検討します。

(2)担い手の育成について
①果樹農家の経営継続と後継者確保に対し支援を実施すること。

・関係者意見も踏まえ検討します。

②若手農業者の認定農業者への認定を積極的に進めること。

・制度を積極的に周知し、認定を進めます。

・担い手確保のため移住施策と連携した措置や独自支援策を実施すること。

・独自支援策については、移住施策との連携を含め検討します。

・農業次世代人材投資資金については意欲向上につながる継続的な支援と独自財政支援を実施すること。

・今後も支援に努めます。

・今後も支援に努めます。

(2)遊休農地の発生防止解消のための事項

・継続して被害防止に取組みます。

①イノシシの駆除体制の強化と地域での被害防止活動への予算を継続して確保すること。

・引き続き取組みます。

(3)病害虫対策について、発病果・発病葉の処分先を確保し支援策を実施すること。

・今後も支援に努めます。

・今後も支援に努めます。

六次産業化等に向けた支援と取

・括量を拡大させること。
・話し合いを持ちながら取組みます。

(4)法人化に向けた研修支援や独自支援制度を創設すること。

・独自支援制度については今後検討します。

(2)米政策の見直しについては、国・県に対し責任を持った施策の推進を要望し、農家の所得向上策の充実・強化と財政支援を講じること。

・国に対しては県と連携して要望します。所得向上策については引き続き取組みます。

玉虫地区の多面的機能支払交付金について

最上川中流土地改良区玉虫管理運営委員会が主体となり、多面的機能支払交付金制度に加入し山野辺玉虫地区ふるさと保全の会を設立。国、県、町からの交付金であり玉虫管理区域内の耕作農地面積に配分される。

法面の草刈り、水路の泥上げ、

その活動は多岐に渡る。現在13の各地域の組織や団体があり、それぞれ活動している。

昨年度は長寿命化支払で約一千万円超の予算を確保し老朽化した諏訪堰水路橋を水管橋に改修し、

100年位もつと言う水管橋に生まれ変わった。また昨年9月、6回目となる景観保全、共同活動となる花植えを実施した。老若男女多数参加し約2,700株余りの花をメルヘン東側通りの2カ所の農地に植栽した。

しかししながら近年の農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により多面的機能の発揮に支障が生じつつある。

多面的機能が今後とも適切に維持、発揮されることと共にその重要性を認識し取り組んでいくことが求められている。

(広報編集委員 江口 順市)

(広報編集委員 佐藤 忠也)

農業委員・推進委員視察研修

角田市の全農地は、5,077ha、農業委員14名、推進委員17名で活動しているが、農地パトロール時は、別途36名の農地調査員を任命し、計67名で実施しているのに目を引いた。



今回の研修で最大のポイントである市内西根地区における取り組みについて、西根地区の農地は、421ha、農地が平野部から山麓部に広がる水稻中心の作付けで、農地は30a、100a区画で整っているものの担い手の耕作地は分散錯闇の状態であり、作業効率の低さが課題になっていた。人・農地プランの話し合いにおいて担い

手から分散錯闇を憂慮する声があり、農業委員が市に対し関係機関を支えに担い手の話し合いの場の設定を要望した。関係機関と担い手が参画し、中間管理機構を活用した集約化を進めることで合意し、担い手間で統一賃借料や集約するエリアを設定したうえで地権者に説明会を実施した。また欠席した地権者には、担い手が訪問し、数回の会合を開き、担い手と関係機関が連携し、集約化の合意形成が実現された。成果として担い手の団地数は11団地から4団地に、

10a当たりの生産費が六万四千円から六万一千円に、1人当たりの作業効率が28%アップする見込みのようだ。担い手が前面に出て動いた事、それをバックアップした農業委員会と関係機関に心から敬意を表したい。当町でもこの問題は、話になるが前に進まないのが現状である。

(広報編集委員 岡崎 政志)

作況 2019 農地 パトロール 雑感

昨年8月23日に農業委員、農地利用最適化推進委員による山辺町全域の農地パトロールを実施しました。新規就農者による作付け園地、耕作放棄地や遊休農地の現況等を確認しました。

本年度より作付けを始めているレンコン作付け地、昨年度より中山間地域で耕作されていない農地を利用しネギの作付けを行つている新規就農者の園地、近年ますます増加しているイノシシによる被害を防ぐため有害鳥獣被害軽減事業を使って設置された電気柵を利用した農地等を確認して回りました。

当町における農業情勢は、担い手不足や就農者の高齢化による耕作放棄地、遊休農地は年々増加が止まらない現状です。山間地に多く見られるイノシシ被害による遊休農地の増加、果樹農家においては、黒星病の拡大が見受けられました。

また、他県での研修において水田の農地集約を行つたという話を聞いてもらいたいと思います。

最後に、町へ要望書の提出をしていますが、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心になり、農家の方々と共に力を合わせて農地を守つていかなければならぬと思います。これ以上耕作放棄地、遊休農地の発生が増えないように思っています。



(広報編集委員 多田 美幸)

推進委員活動（現在の実情）



平成29年度に新制度に変わり、農地利用最適化推進委員になりました。そして3年間にわたり県内、外への研修、視察に参加させていただきました。その中で共通して課題となつているのが農業者の高齢化による後継者不足、農家数の減少です。

大寺地区も耕作者不足による遊休農地が増加しています。特に山間部の畑や樹園地、平場の圃場条件の悪い水田等が遊休化してきています。

ところが、遊休農地を利用して

野菜栽培を始めたいという申し出があり、あっせんを進めました。

広く遊休化している農地の複数の所有者に貸し付けの同意は得ましたが、果樹園地との混在地で野菜を作るには条件があまり良くないということで借り手とのマッチングが出来ませんでした。貸し手と借り手がいて初めてマッチングが出来るので難しいのが現状です。最近は高齢化の影響もあり、農地を貸したいという案件が多く出てきます。その中で条件の悪い農地をいかにマッチング出来るかが農地利用最適化推進委員の今後の課題です。

また、近年平場の水田、樹園地にイノシシが出没し、水田の畦畔、樹園地の地面を荒らす被害が発生しています。実害が出る前に早期の対策が必要だと思いますが、先に自分で出来ることは、水田の畦畔、農道や水路の法面、畑や樹園地の草刈り作業等、管理作業を適正にすることが基本だと思います。

（農地利用最適化推進委員 多田 秀逸）

活用してください！「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」

山辺町では、農業の担い手への農地集積や新規就農者の確保を図るために、耕作放棄地の発生防止及び解消に対する「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」を行っています。内容は以下のとおりです。

対象事業	1. 意欲ある担い手に農地を集積し耕作放棄の発生予防を図るため、樹園地の樹木を伐採し、畑に耕作転換等を実施する事業。 2. 山辺町農業委員会が耕作放棄地であると判定した農地について、耕作のために抜根・整地等を実施する事業。
補助対象者	1. 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画において、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の期間を設定した者。 2. 農地法第3条の規定に基づき、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の権利を設定し、その許可を受けた者。
補助金額	対象事業に要した額、又は、対象となる農地の面積に10アール当たり80,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

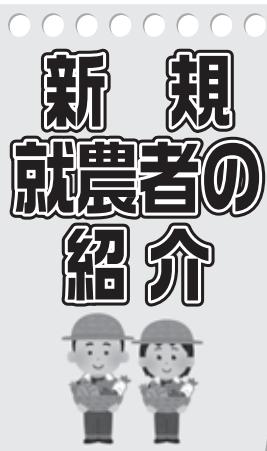
※大規模な事業を計画する場合は、国の補助事業に該当する可能性がありますので、農業委員会事務局へご相談ください。

◆お問い合わせは、農業委員会事務局（☎667-1114）までお願ひいたします。

山辺町作谷沢で花き生産者として就農した渡邊凜太と申します。現在は作谷沢の気候風土を生かし、ワレモコウを主軸とした5品目の花きを栽培しております。24歳の時に勤めていた製薬会社を退職し、1年間園芸試験場及び農林大学校での研修を行い、今年度就農に至りました。現在の年齢は26歳です。就農の経緯ですが、私が会社員であつた頃、兼業農家として花き栽培を行つてゐる父親の手伝いを行つた際に、ワレモコウに出会つたことがきっかけです。そこで作谷沢のワレモコウが全国トップクラスの生産量を誇り、ブランド化されているという実態を知ります。



渡邊 凜太さん



70歳を超えており、後継者がいないという過酷な状況であることも知ります。当時、私はワレモコウを地味な花だと思い込んでおりましたが、生産者の方の圃場にお邪魔し、一面に咲いているワレモコウを目の当たりにしてとても感動したことを覚えています。そこで「やろう」と決断することができました。

実際に就農してみて、失敗もたくさんあります。現在、私はお借りした農地で栽培を行つておりますが、全て貸借前は田であった為、畑として利用する為の排水整備に特に苦戦しております。

就農後しばらく経過しましたが、多くの方の支えがあつて花づくりが出来ていると日々実感しております。今後は、よりアグレッシブに行動し、様々な方法で情報を吸収・発信し、経営に活用していくたいと思っています。そしてワレモコウの新品種育種とともに、更なるブランド力の向上に努めたいと思います。

大切な農地を「農地中間管理機構」へ

「農地中間管理事業」は、農地中間管理機構(公益財団法人やまがた農業支援センター)が農地を貸したい農家から借受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手農家等へ貸付ける制度です。

農地を貸したい方

- 農業経営のリタイア、規模縮小を考えている方。
- 農地の受け手を探している方。

【メリット】

- 公共機関が農地を預かるので、安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取れます。
- 契約終了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件に該当すれば「機構集積協力金」が受けられます。

【要件】

- 農業振興地域内の耕作可能な農地に限ります。

農地中間管理機構
(公益財団法人やまがた農業支援センター)

貸付

貸付
(転貸)

農地を借りたい方

- まとまった農地で効率経営を目指す方。
- 経営の規模拡大を目指す方。
- 新規に農業参入を目指す方。

【メリット】

- 貸し手が複数いても、機構だけの契約で済みます。
- 口座振替で、賃借料の支払いが出来ます。

【要件】

- 借り手の募集期間内に申し込みをする必要があります。

◆お問い合わせは、農業委員会事務局又は産業課までお願いいたします。

農業委員会事務局 (☎667-1114) 産業課 (☎667-1106)

やまのべ・まるごと・フェスティバル

「第11回やまのべ・まるごと・フェスティバル」が昨年11月2日に山辺町市民体育館及び周辺で晴天の中行われました。

オープニングセレモニーでは、ゆりかご幼稚園のマーチングバンドがすばらしい演奏をしてくれました。イベントも働く車の展示や、パスラボワヴィアンズ専属チアリーダーによるパフォーマンスや、やまべ幼稚園のハンドベル演奏と歌、相模小6年生の劇等がありました。

毎回、恒例となつている山辺町特産の「舞米豚」を美味しく食べるオリジナルたれのしゃぶだれコ

ロード」マラソン大会も行われ、毎回参加している方や、県外の方も多く、やまのべ・まるごと・フェスティバルも楽しんでもらえました。また、日立市より、特別出店をしてもらい、多くの方が買い求めていました。

晴天の中、山辺町が一つとなり、行われたフェスティバルが大成功し、山辺町の農業発展につなげていってほしいと思います。

(広報編集委員 佐藤るみ子)



ンテストがあり、多くの方が参加していました。

町内農産物、畜産加工品の販売では、地場産の新鮮野菜、美味しい果物、「つや姫」、「雪若丸」の販売に人気が高く、多くの方が買いました。特に、リンゴ、ラ・フランスの試食販売では、毎年楽しみにして買い求めてくださるお客様が多く、やまのべ産の野菜や米、リンゴ、ラ・フランスの評判が受け入れられている様子がわかりました。

農業委員会では、遊休農地や違反転用等の実態を把握するためには、農地利用調査を実施しております。全国的に、農家の高齢化や後継者不足により、農地の遊休化が進んでいます。しかし、山辺町においても、農作物が作付けされない農地が年々増加しております。

農地を管理しないで放置されると、雑草の繁茂、病害虫の発生、有害鳥獣の繁殖等の原因になり、近隣の農地にも多大な迷惑をかけることになります。やむを得ず休耕される場合でも草刈及び定期的な耕耘を行い、農地を適正に管理されますようお願いします。

トップ!
遊休農地

① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣つてほしいと思います。

遊休農地とは…

① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣つてほしいと思います。

全國農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農業経営と暮らしに役立つ情報

報が載っています。

○発行日 毎週金曜日

○購読料 1ヶ月 700円

*申込みは農業委員会へ

農業者年金

に加入しませんか

農業者の方なら広く加入できます。

年金の特徴

- ①少子高齢化時代に強い年金。
- ②保険料の額は自分で決められます。
- ③終身年金で80歳までの保証付き。
- ④公的年金ならではの税制上の優遇措置。
- ⑤条件を満たす方には、保険料の国庫補助。



詳細については、JAまたは農業委員会へお問い合わせください。

鳥獣被害対策

棚田にツバメが飛び回り、破れ障子から家に入り雛を育て、また稻穂に群がるスズメの姿は、今はあまり見かけなくなりましたが、ツバメが毎年中支所の玄関に巣作りをしているのが見られます。この小鳥は、益鳥、害鳥と言われてよく知られています。

昔は、スズメ除けのためか1本足の案山子が立っていました。今は、マネキン人形に服を付け、立たせたり、吊るしたりしている物を見かけます。農作物の盗難防止に役立っているのかもしれません。

農作物を食い荒らす動物といつたら、野ネズミやカラスといった小動物が主でしたが、今はそれに加え、クマやカモシカ、イノシシ等大型の動物も出回り、被害も大きくなっています。特にイノシシの被害には困っています。作物を食べ荒らし、地面を掘り返して地形を変えるほどの厄介者です。水田に入られ、稲はもちろんですが畦畔も壊されてしまい作付けを諦める人もいると耳にしました。

(広報編集委員 稲村 健)



農地の転用には許可が必要です (市街化区域内農地は届出が必要です) (農地法第4条・5条)

- 農地の転用とは、農地を住宅や道路、工場、山林、資材置場、駐車場等、農地以外のものにすることです。

* 無断転用は法律違反になります。

- 転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。

優良農地（農用地区域内）は原則転用できません。申請前に産業課農村整備係で確認をしてください。

渡辺 秀彦	多田 美幸	佐藤 忠也	稻村 健	江口 順市
会田保兵衛	佐藤るみ子	岡崎 政志		

編集委員

(広報編集委員長 佐藤 忠也)

日頃、農業委員会に対し、皆様よりご指導ご鞭撻賜り誠にありがとうございます。
昨年は、春先の天候不順により、さくらんぼの着果不良、秋冬果実の病害果の発生、そして自然災害の多発等、大変厳しい年がありました。

今年は天候に恵まれ豊作を願いつつ情報発信に取り組んでいきます。

編集後記

